

4/18

(明治26年3月29日第三種郵便物認可)

第47110号

地方税1200億円回収不能

15年度、滞納全体の1割

滞納された地方税のうち全国の自治体が「回収不能」と判断した額が2015年度に12337億円に達したことが分かった。自治体が抱える地方税の滞納額全体の約1割にあたる。総務省が実施した15年度の決算調査データをもとに日本経済新聞が集計した。全国

で企業倒産や家計の厳しさが増していることが改めて浮き彫りになった。自治体が回収できないと判断し、決算に損失として計上した不納欠損額の合計をまとめた。全国的な自治体の欠損額の公表は初めて。法人向け課税が多い都道府県は3

69億円、個人向けが多い市区町村分が867億円だった。回収不能かどうか見極める全国的な統一基準はなく、判断はそれぞれの自治体の運用に委ねられている。倒産などにより企業が回収できなくなるケースのほか、都道府県で

最も多い東京都は「生活保護世帯の欠損処理が目立っている」と指摘。市区町村で最多の大阪市も「低所得世帯の回収が難しくなっている」という。人口1人あたりの欠損処理額が比較的多い埼玉県川口市は「財政健全化と徴税業務を効率化

するため、不良債権化させずに積極的に処理している」と理由を説明する。地方税は国と地方の租税収入の約4割を占める。15年度の全国の自治体の滞納額は約1兆2000億円だった。関西学院大の稲沢克祐教授(会計学)は「以前は回収が難しいケースは放置したまま、最後は時効になる例が多かった」という。欠損処理するために債権を選別することで、回収業務が効率的になると判断する自治体が増えていくようだ。